

平成 22 年 11 月 18 日

各 位

会 社 名 古河電気工業株式会社  
代表者名 取締役社長 吉田 政雄  
(コード番号 5801 東証第 1 部)

問合せ先 経営企画室・IR広報ユニット長 福本 雅彦  
(TEL. 03-3286-3050)

### 当社子会社古河エレコムに対する公正取引委員会からの課徴金納付命令について

当社子会社古河エレコム株式会社(本社:東京千代田区内神田 2 丁目 16 番 8 号、社長:鈴木道夫)は、昨年 12 月から公正取引委員会の調査を受けておりました建設工事用電線の内、建設工事用汎用 3 品種の取引に関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、本日、同委員会より課徴金納付命令を受けました。お客様、株主の皆様をはじめ関係の皆様にご迷惑をおかけいたしましたことを、深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、事実を厳粛に受けとめ、古河エレコム株式会社に対し、再発防止策の徹底と法令遵守のさらなる強化を指示しております。今後もグループあげてコンプライアンスの浸透を図り、信頼回復に努めてまいります。

なお、今回の命令の概要は下記のとおりです。

#### 記

1. 課徴金納付命令の概要
  - ・納付すべき課徴金の額 4億6505万円
  - ・納期限 平成23年2月21日

なお、排除措置命令は受けておりません。

2. 業績への影響  
本件による当社 2011 年 3 月期の連結業績に与える影響は軽微です。

以上